

富山県既存配置販売業事務取扱要領

富山県厚生部くすり政策課

平成 15 年 4 月 1 日制定

平成 17 年 8 月 1 日一部改正

平成 21 年 6 月 1 日一部改正

平成 26 年 6 月 12 日一部改正

平成 26 年 11 月 25 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

はじめに

この事務取扱要領は、富山県における、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条に規定する既存配置販売業者及びその配置員の各種申請、届出等の留意事項を記載したものです。

富山県に申請又は届出等をする場合は、この手引きに基づいて記入願います。

なお、他都道府県に申請又は届出等をする場合は、当該都道府県にお問い合わせ下さい。

一般的留意事項

- 1 申請書、届出書又は願書（以下「申請書等」という。）は、黒又は青のペン、ボールペン等を用い、楷書ではっきりと記入願います。
- 2 申請書等の様式は、富山県厚生部くすり政策課、（一社）富山県薬業連合会にあります。また、この要領の様式をコピー等で複写して使用又はA4版に様式どおり記載すれば、自製のものでも構いません。各様式は、富山県電子申請サービスのホームページにも掲載しています。
<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SdsJuminWeb/NaviWholeList>
- 3 申請手数料は、富山県収入証紙を申請書に貼付することにより、納入願います。なお、消印はしないで下さい。
- 4 申請者等の住所・氏名について
 - ① 住所・氏名は、住民票（法人にあっては登記上の本店所在地と名称）の記載と同様に願います。
 - ② 法人の場合の代表者の氏名は、登記簿上のものを記載して下さい。
- 5 押印及び本人確認について
 - ① 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）の公布・施行に伴い、申請書等にかかる押印（訂正印を含む）は不要となりましたが、当分の間、改正前様式及び押印のある申請書等についても受付いたします。
 - ② 申請書等に誤記があった場合は、訂正したことが明らかになるよう二重線を引いて下さい。なお、記載内容が不明確となるような大幅な修正を行う場

合には、新たな用紙に記載してください。

③ 本人確認のため、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示を求める場合があります。申請書等を持ち込みで提出される際は、顔写真付き身分証明書をご持参下さい。

④ 郵送での提出や、申請書等に誤りがあった場合等、申請者に確認のお電話をすることがあります。申請書等には、日中にご連絡のつく電話番号をご記入下さい。

6 診断書等の有効期間について

① 診 断 書 ————— 発行日から3ヶ月以内のものを有効とします。

② 登記事項証明書 ————— 発行日から3ヶ月以内のものを有効とします。

7 用語の定義

① 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

————— 「法」

② 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）

————— 「18法」

③ 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）第1条の規定による改正前の薬事法

————— 「18改正前法」

④ 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）

————— 「21政令」

⑤ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）

————— 「令」

⑥ 21政令第1条の規定による改正前の薬事法施行令

————— 「21改正前令」

⑦ 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）

————— 「21省令」

⑧ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）

————— 「規則」

⑨ 21省令第1条の規定による改正前の薬事法施行規則

————— 「21改正前規則」

8 届出書の提出方法について

郵送による提出も可能です。郵送の場合は、書類紛失の事故等を防止するため、簡易書留等を利用してください。

なお、郵送料金が不足している郵便物について、立替等の対応は行っておりません。郵送をご利用の際は、郵送料金をよくご確認の上、発送願います。

また、届出の控えが必要な場合は、返信用封筒（宛先を記載し、必要な郵送料金の切手を貼付。または、レターパック等。）が提出されれば、写しを返送します。

交付物を郵送で受け取りたい場合は、返信用封筒（宛先を記載）及び必要な郵送料金の切手（簡易書留）を提出してください。

目 次

1	既存配置販売業許可更新申請	1
2	既存配置販売業許可申請	2
3	既存配置販売業取扱い品目（変更・追加）申請	4
4	既存配置販売業許可証書換え交付申請	5
5	既存配置販売業許可証再交付申請	6
6	変更届	7
7	休止・廃止・再開届	9
8	既存配置従事者身分証明書交付申請	10
9	既存配置従事者身分証明書更新交付申請	12
10	既存配置従事者身分証明書書換え交付申請	14
11	既存配置従事者身分証明書再交付申請	15
12	配置従事者身分証明書返納届	16
13	証明願（既存配置従事者身分証明書交付状況）	17
14	配置従事届	18
15	講習、研修等の届出	19

1 既存配置販売業許可更新申請

事 項	既存配置販売業の許可有効期間(6年)満了後も引続き許可を受ける場合	
根拠法令	18法第24条、18法附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされた18改正前法第30条第1項、21政令第7条の規定によりなおその効力を有することとされた18改正前法第30条第2項及び第3項、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第153条において準用する第6条	
提出書類	1 既存配置販売業許可更新申請書(様式1) 2 交付済み許可証、品目表	1部
提出期限	有効期間満了の日の1ヶ月前まで	
手数料	11,000円	

<留意事項>

① 申請書の許可番号及び年月日欄

- ・ 医薬品販売業許可証の許可番号及び有効期間の開始の日付を記入すること。

② 申請書の変更内容欄

- ・ 変更届(P7)に該当する事項について、申請前30日以内に変更があった場合は、変更前、変更後を正確に記入すること。
なお、変更がない場合は、「変更なし」と記入すること。
- ・ 申請30日以前に変更があった場合は、変更届書(様式10)を別途提出すること。

③ 申請書の申請者の欠格条項欄

- ・ 当該事実がない場合は「なし」(申請者が法人の場合は「全員なし」と)記入すること。

④ 許可更新時の品目変更

- ・ 許可の更新に合わせ、取扱い品目の変更を行う場合は、別途、取り扱う品目表を添付すること。

2 既存配置販売業許可申請

事 項	既存配置販売業の許可を受ける場合	
根拠法令	18法第24条第1項、規則第149条の2、18法附則第13条の規定によりなおその効力を有することとされた18改正前法第30条、21政令附則第7条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前令第50条及び第52条、21省令附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第149条	
提出書類	<p>1 既存配置販売業許可申請書(様式2) 1部</p> <p>2 申請者が法人の場合は、登記事項証明書 1部</p> <p>3 知識経験を有する者の証明書 (個人の場合は申請者本人、法人の場合は業務を行う役員のうち該当者) 1部</p> <p>① 21改正前令第52条第1号に該当する者 薬剤師免許証(写)又は(薬学)卒業証明書</p> <p>② 21改正前令第52条第2号に該当する者 (高校-薬業科)卒業証明書及び3年以上の実務従事証明書 (様式4又は様式5)</p> <p>③ 21改正前令第52条第3号に該当する者 5年以上の実務従事証明書(様式4又は様式5)</p> <p>4 申請者以外の者が区域管理者であるときは、雇用契約書の写し その他申請者のその区域管理者に対する使用関係を証する書類 (様式14又は様式14-2) 1部</p> <p>5 取り扱おうとする品目表(一括指定を受けない場合) 1部</p> <p>6 医師の診断書等 1部</p> <p>① 申請者が<u>個人</u>の場合 申請者本人の医師の診断書(様式3)</p> <p>② 申請者が<u>法人</u>の場合 代表者の医師の診断書(様式3) 代表者以外の業務を行う役員は、医師の診断書に代えて、 疎明書(様式21)を提出することで差し支えない。</p> <p>(参考資料) 1部</p> <p>7 申請者が法人の場合は、業務を行う役員の範囲がわかるもの</p> <p>8 他都道府県における既存配置販売業許可証の写し又は他都道府県が 発行する既存配置販売業に係る営業許可証明書</p>	
提出期限	配置販売業を行う前	
手 数 料	29,000円	
有効期限	許可の日から6年間	

<留意事項>

① 申請書の取り扱おうとする品目欄

- ・一括指定を受けようとする場合、同欄に「〇〇県配置家庭薬品目収載台帳のとおり」と記入すること。(一括指定の範囲は、富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳とする。)
- ・一括指定を受けない場合、同欄に「別紙のとおり」と記入し、取り扱おうとする品目の必要事項を確認できる資料を添付すること。

② 申請書の申請者の欠格条項欄

- ・当該事実がない場合は「なし」(申請者が法人の場合は「全員なし」と記入すること。

③ 知識経験を有する者の証明書

- ・富山県で身分証明書を取得していた者
配置販売業者による実務従事証明書(様式4)又は組合理事長等による実務従事証明書(様式5)を提出すること。
- ・富山県外で身分証明書を取得していた者
配置販売業者による実務従事証明書(様式4)又は各都道府県薬務主管課長が発行する身分証明書交付状況を証明する書類を提出すること。

④ 雇用契約書の写しその他使用関係を証する書類(様式14又は様式14-2)

- ・雇用関係である場合は、様式14を使用すること。
- ・雇用関係以外の場合(例えば株式会社の取締役)は、様式14-2を使用すること。

⑤ 業務を行う役員の範囲

- ・会社を代表すべき取締役及び薬事法の許可にかかる業務を担当する取締役全員とすること。

⑥ 許可取得後について

- ・配置従事者の従事届の提出及び必要に応じ配置従事者身分証明書の申請を行うこと。
- ・配置員の資質を向上するため、研修等の受講を適切に行い、自ら講習、研修等を実施した場合には、講習、研修等の届出書(様式20)とともに、講習、研修等の概要を提出すること。

3 既存配置販売業取扱い品目(変更・追加)申請

事 項	取扱い品目について、変更又は追加の指定を受けようとする場合	
根拠法令	18法附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされた18改正前法第30条第1項、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第159条	
提出書類	1 既存配置販売業取扱い品目(変更・追加)申請書(様式7)	1部
	2 取り扱おうとする品目表(一括指定を受けない場合)	2部

<留意事項>

- ① 「品目の変更」とは、指定品目の廃止と追加を同時に行う場合をいう。
「品目の追加」とは、従来の指定品目のほかに、他の品目指定を新たに受け、取り扱う場合をいう。
- ② 一括指定を受けた後、各県の収載台帳(富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の配置家庭薬品目収載台帳)に収載されている品目に変更及び追加があっても、品目変更及び追加の申請を行う必要はないこと。
- ③ 一括指定を受けない場合は、取り扱おうとする品目欄に、「別紙のとおり」と記入し、取り扱おうとする品目の必要事項が確認できる資料を添付すること。
- ④ 一括指定ではない場合、代替等で取扱い品目名又は製造販売業者名等に変更が生じた場合は、直ちに変更申請を行うこと。
- ⑤ 併せて許可証書換え交付申請(P5)を行うこと。

4 既存配置販売業許可証書換え交付申請

事 項	許可証の記載内容に変更が生じ、許可証を書き換える場合	
根拠法令	21政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前令第45条、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第153条において準用する規則第4条	
提出書類	1 許可証書換え交付申請書(様式8) 2 交付済み許可証	1部
手数料	2,000円	

<留意事項>

① 申請書の許可番号及び年月日欄

- ・ 医薬品販売業許可証の許可番号及び有効期間の開始の日付を記入すること。

② 申請書の変更内容欄

- ・ 「氏名」又は「法人の名称」に変更が生じた場合
事項欄に「氏名」又は「法人の名称」と記入し、変更前、変更後を正確に記入すること。また、変更届書(様式10)を併せて提出すること。
- ・ 「取扱い品目」に変更が生じた場合
事項欄に「取扱い品目」と記入し、変更後欄に「別紙のとおり」と記入すること。また、既存配置販売業取扱い品目変更・追加申請書(様式7)を併せて提出すること。

5 既存配置販売業許可証再交付申請

事 項	許可証を破損、汚損又は紛失により再交付を受ける場合	
根拠法令	21政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前令第46条、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第153条において準用する規則第5条	
提出書類	1 許可証再交付申請書(様式9) 2 交付済み許可証(ただし、紛失の場合を除く。) 3 紛失届(紛失の場合)(様式22)	1部 1部
手数料	2,900円	

<留意事項>

① 申請書の許可番号及び年月日欄

- ・ 医薬品販売業許可証の許可番号及び有効期間の開始の日付を記入すること。

② 申請書の再交付申請の理由欄

- ・ 破損、汚損及び紛失等を簡潔に記入すること。

③ 交付済み許可証

- ・ 紛失した場合は、紛失届(様式22)を併せて提出すること。

6 変更届

事 項	既存配置販売業者の氏名、住所(法人にあつては名称、所在地、業務を行う役員、資格者)、区域管理者等に変更を生じた場合	
根拠法令	18改正前法第38条において準用する第10条、21省令附則第12条の規定によりなお効力を有するとされた18改正前規則第153条において準用する規則第16条	
提出書類	<p>1 変更届書(様式10) 1部</p> <p>2 変更の事由を証する書類 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名(個人) 戸籍謄本、抄本又は戸籍記載事項証明書 ・ 法人の名称、所在地 登記事項証明書 ・ 業務を行う役員(法人) <ul style="list-style-type: none"> ① 登記事項証明書 ② 業務を行う役員の範囲がわかるもの ③ 新たに業務を行う役員となった者の医師の診断書等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者 医師の診断書(様式3) ・ それ以外の業務を行う役員 医師の診断書に代えて、疎明書(様式21)を提出することで差し支えない。 ・ 法人の資格者 <ul style="list-style-type: none"> ① 登記事項証明書 ② 業務を行う役員の範囲がわかるもの ③ 資格者の医師の診断書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表者 医師の診断書(様式3) ・ それ以外の業務を行う役員 医師の診断書に代えて、疎明書(様式21)を提出することで差し支えない。 ④ 知識経験の証明書 (薬剤師は薬剤師免許証の原本を確認し、写しを提出) ・ 区域管理者の氏名、住所 配置販売業者以外の者が区域管理者である場合は、雇用契約書の写し その他配置販売業者に対する使用関係を証する書類 (様式14又は14-2) 	
提出期限	変更が生じた日から30日以内	

<留意事項>

- ① 申請書の許可番号及び年月日欄
 - ・ 医薬品販売業許可証の許可番号及び有効期間の開始の日付を記入すること。
- ② 申請書の変更内容欄
 - ・ 事項欄に「氏名」、「住所」、「法人の名称、所在地」、「業務を行う役員」、「資格者」又は「区域管理者」と変更となった事項名を記入し、変更前、変更後を正確に記入すること。
- ③ 「氏名」又は「法人の名称」の変更にあたっては、許可証書換え交付申請(様式8)を併せて行うこと。
- ④ 「氏名」、「住所」、「法人の名称、所在地」の変更にあたっては、その配置員は、配置従事者身分証明書書換え交付申請(様式13)を行うこと。
- ⑤ 「法人の資格者」の変更の場合、新たに資格者になろうとする者は、前任者が資格者の立場を退いた時点で業務を行う役員でなければならない。
前任者が資格者の立場を退いた時点の業務を行う役員に、資格者としての条件を満たす者がいない場合は、新たに配置販売業の許可を受ける必要がある。
- ⑥ 雇用関係がある場合は、様式14を使用すること。
雇用関係がない場合(例えば株式会社の取締役)は、様式14-2を使用すること。
- ⑦ 変更が生じた日から30日を過ぎた場合は、遅延理由書(様式23)を併せて提出すること。

7 休止・廃止・再開届

事 項	既存配置販売業の許可を受けた者が、業を休止、廃止又は再開する場合	
根拠法令	18改正前法第38条において準用する第10条、21政令附則第6条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前令第47条、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第153条において準用する規則第18条	
提出書類	1 休止・廃止・再開届書(様式11) 1部 2 交付済み許可証(廃止の場合) (参考資料) 1部 3 廃止の事実を確認できるもの(廃止の場合) ・個人業者で、本人が死亡した場合 死亡の事実を確認できるもの(死亡診断書等) ・法人の場合 廃止の事実が確認できるもの	
提出期限	休止、廃止又は再開後30日以内	

<留意事項>

- ① 届書の備考欄
 - ・ 休止、廃止、再開の理由(廃業、本人死亡等)を簡潔に記入すること。
- ② 個人業者で本人の死亡による場合は、届出義務者として配偶者又は子が提出すること。
- ③ 業を廃止する場合、本人及びその配置員の配置従事者身分証明書は無効となるので、発行した都道府県知事に返納すること。
 なお、富山県知事に返納する場合は、配置従事者身分証明書返納届書(様式16)も併せて提出すること。
- ④ 届出事由が発生してから30日を過ぎた場合は、遅延理由書(様式23)を併せて提出すること。

8 既存配置従事者身分証明書交付申請

事 項	配置販売に従事しようとする場合	
根拠法令	18改正前法第33条、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第157条、第158条、18法附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた18改正前法第34条、富山県薬事法施行規則等の一部を改正する規則(平成21年富山県規則第30号)附則第2項	
提出書類	1 配置従事者身分証明書交付申請書(様式12)	1部
	2 申請者が配置員であるときは、雇用関係を証明する書類 その他配置販売に従事するものであることを証明する書類 (様式14又は様式14-2)	1部
	3 写真 (縦4cm×横3cm、上三分身、正面向き、無帽、無背景) 撮影から6ヶ月以内、裏面に氏名を記載	1部
	(参考資料)	1部
	4 配置員の資質向上を目的とした研修の受講を証する書類 (初めて配置販売に従事する者及び 更新申請をしなかったため新規の交付申請をする者)	
	5 配置販売業許可証の写し(富山県の許可証は不要)	
	6 配置従事者身分証明書の写し (富山県外において身分証明書を取得していた者)	
提出期限	配置販売に従事する前	
手数料	7,100円	
有効期限	身分証明書交付年の翌年12月31日まで	

<留意事項>

① 身分証明書の有効期限について

- 身分証明書の有効期限は交付された年の翌年の12月31日までである。有効期限後も引き続き配置販売に従事しようとする場合は、有効期限の約1か月前までに配置従事者身分証明書更新交付申請書(様式13)を提出し、身分証明書の更新を受けること。
- 身分証明書の更新申請を行わずに有効期限を過ぎた場合、配置従事者身分証明書交付申請書(様式12)を提出し、新しい身分証明書が交付されるまでは、配置販売に従事することは一切できない。

② 申請書の許可番号及び年月日欄

- ・ 配置販売業者が取得している許可のうち、申請者が実際に回商する都道府県の許可について記入すること。

③ 雇用関係その他配置販売に従事するものであることを証明する書類(申請書の備考欄)

- ・ 雇用関係である場合は、様式14を使用すること。
- ・ 雇用関係以外の場合(例えば株式会社の取締役)は、様式14-2を使用すること。
- ・ 雇用関係を証明する書類を既に提出している者は、申請書の備考欄に提出年月日を記入すること。

④ 研修の受講を証する書類(申請書の備考欄)

- ・ 初めて配置販売に従事する者は、研修受講申込書の写しや誓約書(様式24)を提出すること。
- ・ 既存配置従事者身分証明書の更新申請をしなかったため新規の交付申請を行う者は、配置員の資質向上を目的とした研修に係る修了証の写し及び研修の概要を記載した書類を直近2年分を提出すること。研修の概要とは、ア研修の名称(主体)、イ研修期間、ウ講義時間数等がわかるものとする。
- ・ (一社)富山県薬業連合会研修センターが実施する研修を受講した場合は、研修の概要を記載した書類は不要とする。
- ・ 申請書の備考欄に、研修の名称、修了年月日を記入すること。

⑤ 配置販売業許可証の写し

- ・ 申請者が実際に回商する都道府県の、配置販売業許可証の写しを添付すること。

⑥ 身分証明書番号(申請書の備考欄)

- ・ 富山県において身分証明書を取得していた者は、申請書の備考欄に、身分証明書番号、直近の交付年月日を記入すること。

9 既存配置従事者身分証明書更新交付申請

事 項	有効期間満了後も引続き配置販売に従事しようとする場合	
根拠法令	18改正前法第33条、18法附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた18改正前法第34条、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第157条、富山県薬事法施行規則等の一部を改正する規則(平成21年富山県規則第30号)第4条、附則第2項	
提出書類	1 配置従事者身分証明書更新交付申請書(様式13)	1部
	2 申請者が配置員であるときは、雇用関係を証明する書類 その他配置販売に従事するものであることを証明する書類 (様式14又は様式14-2)	1部
	3 写真 (縦4cm×横3cm、上三分身、正面向き、無帽、無背景) 撮影から6ヶ月以内、裏面に氏名を記載	1部
	(参考資料)	1部
	4 配置員の資質向上を目的とした研修の受講を証する書類	
	5 配置販売業許可証の写し(富山県の許可証は不要)	
提出期限	身分証明書有効期間満了の日の1ヶ月前まで	
手数料	5,300円	

<留意事項>

① 申請書の許可番号及び年月日欄

- ・ 配置販売業者が取得している許可のうち、申請者が実際に回商する都道府県の許可について記入すること。
- ・ 以下の場合、配置販売業許可証の写しを添付すること。
ア回商する都道府県を新たに追加したとき
イ許可証の更新又は書換えをしたとき
ウ身分証明書交付申請時に写しを提出しなかったとき

② 雇用関係その他配置販売に従事するものであることを証明する書類(申請書の備考欄)

- ・雇用関係である場合は、様式14を使用すること。
- ・雇用関係以外の場合(例えば株式会社の取締役)は、様式14-2を使用すること。
- ・雇用関係を証明する書類を既に提出している者は、申請書の備考欄に提出年月日を記入すること。

③ 研修の受講を証する書類(申請書の備考欄)

- ・配置員の資質向上を目的とした研修に係る修了証の写し及び研修の概要を記載した書類を直近2年分提出すること。研修の概要とは、ア研修の名称(主体)、イ研修期間、ウ講義時間数等がわかるものとする。
- ・(一社)富山県薬業連合会研修センターが実施する研修を受講した場合は、研修の概要を記載した書類の提出は不要とする。
- ・申請書の備考欄に、研修の名称、修了年月日を記入すること。

10 既存配置従事者身分証明書書換え交付申請

事 項	身分証明書の記載事項に変更があった場合	
根拠法令	18改正前法第33条、21省令附則第12条においてなおその効力を有することとされた21改正前規則第157条、富山県薬事法施行規則等の一部を改正する規則(平成21年富山県規則第30号)第5条、附則第2項	
提出書類	<p>1 配置従事者身分証明書書換え交付申請書(様式13) 1部</p> <p>2 交付済み身分証明書</p> <p>3 写真 1部</p> <p>(縦4cm×横3cm、上三分身、正面向き、無帽、無背景) 撮影から6ヶ月以内、裏面に氏名を記載</p> <p>4 変更の事由を証する書類 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者の氏名 戸籍謄本又は抄本 ・ 配置販売業者の氏名、住所(法人にあつては名称、所在地) 変更届を提出した際の添付書類の写し 	
手数料	2,000円	

<留意事項>

① 書換えに係る変更内容欄

- ・ 変更事項欄に「氏名」、「住所」又は「配置販売業者の氏名、住所(法人にあつては名称、所在地)」と記入し、変更前、変更後を正確に記入すること。

11 既存配置従事者身分証明書再交付申請

事 項	身分証明書を破損、汚損又は紛失により再交付を受ける場合	
根拠法令	18改正前法第33条、21省令附則第12条においてなおその効力を有することとされた21改正前規則第157条、富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則(平成21年富山県規則第30号)第6条、附則第2項	
提出書類	1 配置従事者身分証明書再交付申請書(様式13)	1部
	2 交付済み身分証明書(ただし、紛失の場合を除く。)	1部
	3 写真 (縦4cm×横3cm、上三分身、正面向き、無帽、無背景) 撮影から6ヶ月以内、裏面に氏名を記載	1部
手数料	2,900円	

<留意事項>

① 再交付の理由欄

- ・ 再交付の理由(破損、汚損又は紛失等)について、該当する事項を○で 囲むこと。

② 交付済み身分証明書

- ・ 紛失した場合は、紛失届(様式22)を提出すること。
- ・ 再交付を受けた後、紛失していた身分証明書を発見したときは速やかに配置従事者身分証明書返納届(様式16)とともに、紛失していた身分証明書を提出すること。

12 配置従事者身分証明書返納届

事 項	配置販売に従事しなくなった場合 本人が廃業又は県外へ転居した場合 再交付後、紛失していた身分証明書が発見された場合
根拠法令	富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則(平成21年富山県規則第30号)第7条
提出書類	1 配置従事者身分証明書返納届書(様式16) 1部 2 交付済み身分証明書

<留意事項>

① 返納の理由欄

- ・ 返納理由(廃業、休業、県外転居、本人死亡等)を簡潔に記入すること。

② 配置従事者本人の死亡による場合は、届出義務者として配偶者又は子が提出すること。

13 証明願(既存配置従事者身分証明書交付状況)

事 項	配置従事者身分証明書の交付状況の証明を受ける場合	
根拠法令	富山県手数料条例第2条	
提出書類	1 証明願(様式17)	1部
手 数 料	1通につき450円	

<留意事項>

- ① 手数料の額は、450円に必要部数を乗じた金額とする。

- ② 期間は、証明を必要とする期間を記入すること。原則として、5年間程度とする。

14 配置従事届

事 項	身分証明書の交付を受けて医薬品の配置販売に従事しようとする場合
根拠法令	18改正前法第32条、21省令附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた21改正前規則第156条、富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則(平成21年富山県規則第30号)第3条
提出書類	1 配置従事届(様式19) 1部

<留意事項>

- ① 富山県において従事する予定のみを記入し、配置員として従事する前に提出すること。

- ② 他の都道府県で従事する場合は、当該都道府県に提出すること。

- ③ 配置従事届は、身分証明書の交付又は更新申請時に、身分証明書の有効期限を限度として2年分まとめて届け出ることによって差し支えない。

15 講習、研修等の届出

事 項	既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係る研修を行う場合	
根拠法令	18法附則第12条 「薬事法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」(平成21年3月31日付薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知)	
提出書類	1 講習、研修等の届出書(様式20)	1部

<留意事項>

- ① 既存配置販売業者の配置員の資質の向上に係る講習、研修等を行う前に提出すること。
- ② 届出書に、研修の概要を記載した書類を添付すること。
研修の概要とは、記載例のとおり、ア研修の名称(主体)、イ研修期間、ウ講義時間数等がわかるものとする。
- ③ 配置販売業に関する団体に講習、研修等の実施を委託した場合における届出は、当該団体が行うことでも差し支えないこと。

既存配置販売業許可更新申請書

許可番号及び年月日		第 号 年 月 日	
営業の区域		富 山 県 全 域	
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
申請者(法人にあつては、その業務を行う役員を含む。)の欠格条項	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと		
	(4) 後見開始の審判を受けていること		
	備考		

上記により、既存配置販売業の許可の更新を申請します。

年 月 日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

(TEL)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

富山県知事 殿

既存配置販売業許可申請書

営業の区域		富 山 県 全 域				
区 域 管 理 者	氏 名					
	住 所					
	種 別	薬剤師 ・ 既存配置販売業者の配置員（該当する方を○で囲むこと）				
	薬剤師名簿 登録番号		薬剤師名簿 登録年月日			
取り扱おうとする 品 目	名 称	成分及び分量	用法及び用量	効能又は効果	製造販売業者の 氏名又は名称	
兼営事業の 種類						
項 員 は 申 を 含 請 者 む。 の 業 務 の 欠 格 条 役 行 っ て	(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと					
	(2)禁錮以上の刑に処せられたこと					
	(3)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと					
	(4)後見開始の審判を受けていること					
備考						

上記により、既存配置販売業の許可を申請します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

（TEL）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

富山県知事 殿

診 断 書

氏 名

生年月日

年 月 日生

上記の者について、下記のとおり診断します。

・精神機能

精神機能の障害

明らかに該当なし 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に）

・麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒

なし あり

年 月 日

病院・診療所名

所 在 地

電 話 番 号

医 師 の 氏 名

実務従事証明書(配置販売業者用)

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は 年以上配置販売業の実務に従事したことに相違ないことを証明します。

年 月 日

配置販売業者

住 所

(T E L)

氏 名

実務従事証明書(組合用)

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は 年以上配置販売業の実務に従事したことに相違ないことを証明します。

	配置販売業者氏名	備考
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日		

年 月 日

組合の所在地

組 合 名

(T E L)

代 表 者 名

様式 6
許可番号第 号

医薬品販売業許可証

氏 名
(法人にあつては、名称)

店舗の名称

店舗の所在地
又は営業区域

薬事法第24条第1項の規定により、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第10条に規定する既存配置販売業者であることを証明する。

年 月 日

富山県知事

有効期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

指定品目 薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第10条の規定によりなお効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第30条第1項の規定に基づく品目は別紙のとおりとする。

既存配置販売業取扱い品目 変更 追加 申請書

許可番号及び年月日		第 号 年 月 日			
営業区域		富 山 県 全 域			
目取り扱おうとする品	名 称	成分及び分量	用法及び用量	効能又は効果	製造販売業者の氏名又は名称
備考					

上記により、既存配置販売業の取扱い品目の変更を申請します。

追加

年 月 日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

(TEL)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

富山県知事 殿

許可証書換え交付申請書

業務の種別		既存配置販売業	
許可番号及び年月日		第	号
営業の区域		富 山 県 全 域	
変更 内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日		年 月 日	
備考			

上記により、許可証の書換え交付を申請します。

年 月 日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

(TEL)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

富山県知事 殿

許可証再交付申請書

業務の種別	既存配置販売業
許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
営業区域	富 山 県 全 域
再交付申請の理由	
備考	

上記により、許可証の再交付を申請します。

年 月 日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

(TEL)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

富山県知事 殿

変更届書

業務の種別		既存配置販売業	
許可番号及び年月日		第 号 年 月 日	
営業の区域		富 山 県 全 域	
変更 内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日		年 月 日	
備考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

(TEL)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

富山県知事 殿

様式 11

休 止

廃 止 届 書

再 開

業務の種別	既存配置販売業
許可番号及び年月日	第 号 年 月 日
営業区域	富 山 県 全 域
休止、廃止又は再開の年月日	
備考	

休止

上記により 廃止 の届出をいたします。

再開

年 月 日

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

(TEL)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

富山県知事 殿

配置従事者身分証明書交付申請書

配置販売業者	氏名 (法人の場合は名称)						
	住所	都道府県	市郡	町村	番地		
	許可番号及び年月日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日
		都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日
備考	研修の受講状況 研修の名称 修了年月日 年 月 日 身分証明書番号 第 号 " 交付年月日 年 月 日 (雇用証明書提出年月日 年 月 日)						

上記により、配置従事者身分証明書の交付を申請します。

年 月 日

富山県 市 町 番地
郡 村

(TEL)
フリガナ
氏名

年 月 日生

富山県知事 殿

備考 1 配置販売業者の許可番号及び年月日の欄は申請者が実際に回商する都道府県を記入すること。

更新交付
配置従事者身分証明書 書換え交付 申請書
再交付

配置販売業者	氏名 (法人の場合は名称)						
	住所	都道 府県	市 郡	町 村	番地		
	許可番号及び年月日	都道 府県 第 号 年 月 日	都道 府県 第 号 年 月 日	都道 府県 第 号 年 月 日	都道 府県 第 号 年 月 日		
都道 府県 第 号 年 月 日		都道 府県 第 号 年 月 日	都道 府県 第 号 年 月 日	都道 府県 第 号 年 月 日			
申請者の種別	薬剤師 ・ 登録販売者 ・ 一般従事者						
交付済身分証明書	番号				交付年月日		
雇用証明書提出年月日							
書換えに係る変更内容	変更事項						
	変更前						
	変更後						
再交付の理由	破損 ・ 汚損 ・ 紛失 ・ その他()						

第4条

富山県薬事法施行規則第5条の規定により、上記のとおり配置従事者身分証明書の

第6条

更新交付

書換え交付を申請します。

再交付

年 月 日

住 所
(TEL)
フリガナ
氏 名

市 郡 町 村 番地

富山県知事 殿

- 備考 1 配置販売業者の許可番号及び年月日の欄は申請者が実際に回商する都道府県を記入すること。
2 申請者の種別の欄は、既存配置販売業者(薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第10条に規定する既存配置販売業者をいう。)及びその配置員にあっては記入しないこと。

様式 14

雇 用 証 明 書

配置員住所 富山県 郡 町 番地
市 村

(TEL)

氏名

年 月 日生

上記の者を配置員として雇用していることを証明する。

年 月 日

配置販売業者

住所

(TEL)

氏名

様式 14-2

配 置 従 事 証 明

配置員

住所 富山県 郡 町 番地
市 村

(TEL)

役職

氏名

年 月 日生

上記の者は当社配置員として、配置販売に従事する者であることを証明する。

年 月 日

配置販売業者

所在地

(TEL)

法人名

代表者氏名

第 号

配置従事者身分証明書



住所 富山県

氏名

年 月 日生

上記の者は、医薬品の配置販売に従事する者であることを証明する。

年 月 日

富山県知事

配置販売業者	氏名	
	住所	

有効期限 年12月31日まで

配置従事者身分証明書返納届書

身分証明書	番号	号
	交付年月日	年 月 日
返納理由発生年月日	年	月 日
返納の理由		

富山県薬事法施行規則第7条の規定により、上記のとおり身分証明書の返納の届出をします。

年 月 日

住所

(TEL)

氏名

富山県知事 殿

証 明 願

富山県厚生部くすり政策課長 殿

下記のことについて、証明願います。

記

1 事項 配置従事者身分証明書の交付状況

2 期間 年～ 年

必要部数 部

年 月 日

住所

(TEL)

氏名

生年月日 年 月 日

様式 18

証明書

住 所
氏 名
生年月日

配置従事者身分証明書の交付状況

期 間	配置販売業者
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

上記は事実に相違ないことを証明する。

年 月 日

富山県厚生部くすり政策課長

(年)配置従事届

配置販売業者	氏名		
	住所		
配置従事者	氏名		
	住所		
区域及び期間	年 月 日から	富山県全域	
	年 月 日まで		
	年 月 日から	富山県全域	
	年 月 日まで		
	年 月 日から	富山県全域	
	年 月 日まで		

薬事法第32条の規定により、上記のとおり配置従事の届出をします。

年 月 日

(TEL)

氏名

講習、研修等の届出書

年 月 日

富山県厚生部くすり政策課長 殿

住 所
届出者
氏 名

〔法人にあつては、所在地、名称〕
並びに代表者の氏名

電話 ()

薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）附則第 1 2 条に規定する
既存配置販売業者の配置員の資質の向上について（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け薬食
総発第 0 3 3 1 0 0 1 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）に基づき実施する講
習、研修等の概要について、同通知の 2 により別紙のとおり届け出ます。

記載例

別紙

- 1 既存配置販売業者の氏名（法人にあつてはその名称）
 ㈱富山のくすり

- 2 講習、研修等の概要
 - (1) 名 称 資質向上研修
 - (2) 開催場所 ㈱富山のくすり研修室
 - (3) 開催期間 ○○年○月～○○年○月の毎月第○○曜日（原則）
 及び時間 計10回 1回当たり3時間
 - (4) 受講者 20名
 - (5) 責任者 ㈱富山のくすり総務部長○○○○
 - (6) 形式 講義（座学）形式
 - (7) 内容 別添のとおり

記載例

別添(講義日程)

月日	講義内容	講義時間	講義の種類 (座学/通信)	備考
6/18	医薬品に共通する特性と基本的な知識	3	座学	
7/17	人体の働きと医薬品①	3	〃	
8/20	人体の働きと医薬品②	3	〃	
9/17	主な医薬品とその作用①	3	〃	
10/15	主な医薬品とその作用②	3	〃	
11/19	主な医薬品とその作用③	3	〃	
12/17	薬事に関する法規と制度①	3	〃	
1/21	薬事に関する法規と制度②	3	〃	
2/18	その他の配置販売業に従事する者として求められる理念、倫理、関連法規等	3	〃	
3/18	医薬品の適正使用と安全対策	3	〃	

疎 明 書

下記の者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者ではないことを疎明します。

記

業務を行う役員の住所

氏名

年 月 日

所在地

法人名

代表者氏名

富山県知事 殿

様式 22(例示)

紛失届

私事、
を不注意により紛失いたしました。

今後はこのようなことがないように努めますので、宜しくお取り計らいくださ
いますようお願いいたします。

年 月 日

配置販売業者:

住所

業者名

富山県知事 殿

様式 23(例示)

遅延理由書

の提出が下記事項により遅れましたことお詫
び申し上げます。

今後はこのようなことがないように努めますので、宜しくお取り計らいくださ
いますようお願いいたします。

記

遅延理由:

年 月 日

配置販売業者:

住所

業者名

富山県知事 殿

誓 約 書

富山県知事 殿

私、
は、
年 月 日までに、
の研修を受講し、配置販売に従事
する者として必要な基礎知識及び技能の習得、並びに資質の向上
に努めます。

また、上記研修の受講証明書等が発行され次第、富山県厚生部
くすり政策課へ写しを送付いたします。

年 月 日

住 所

氏 名